



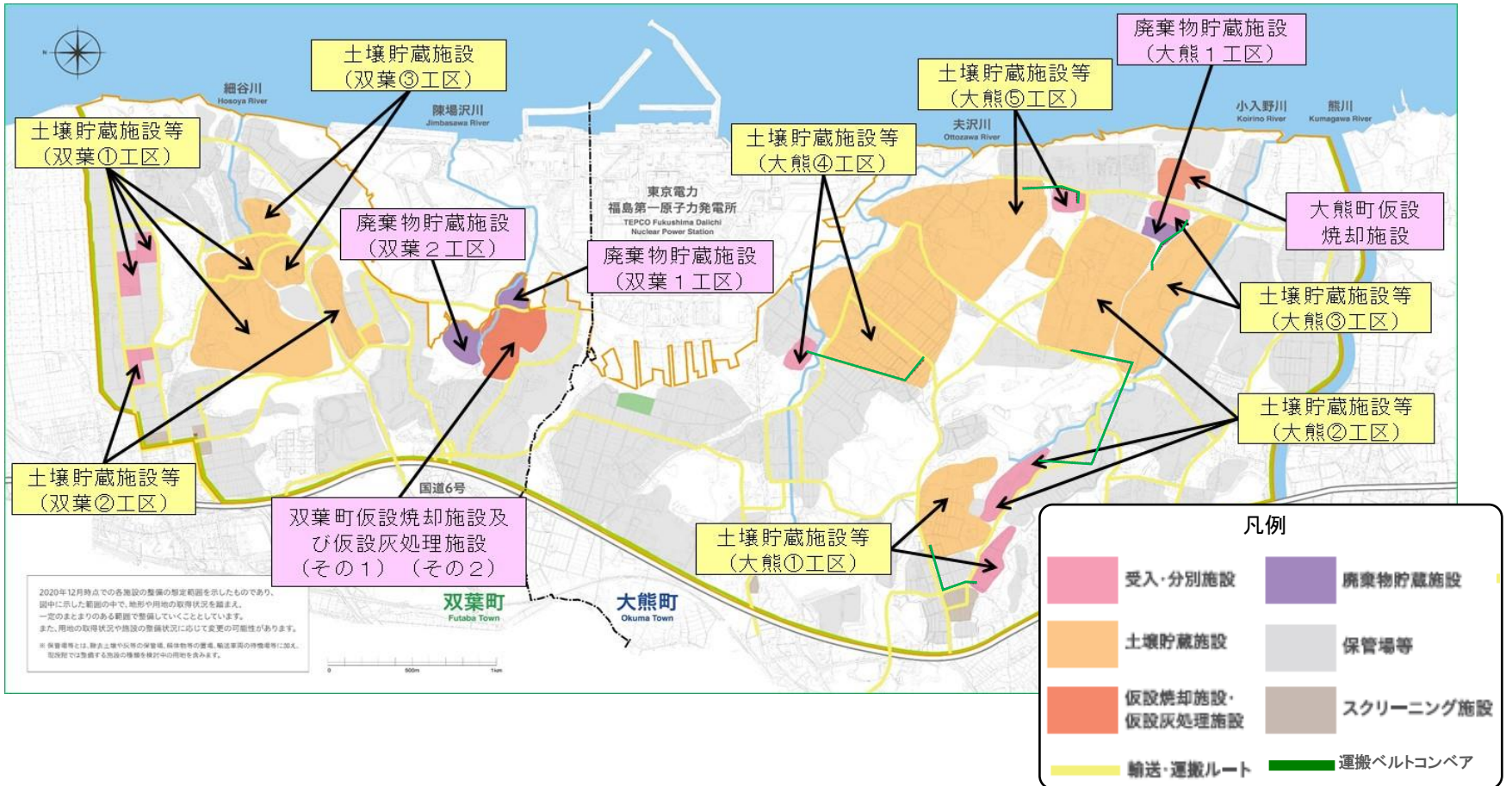
# 中間貯蔵施設事業におけるこれまでの取組 について

2023年1月20日

環境省 環境再生・資源循環局  
環境再生施設整備担当参事官室

# 中間貯蔵施設の概要

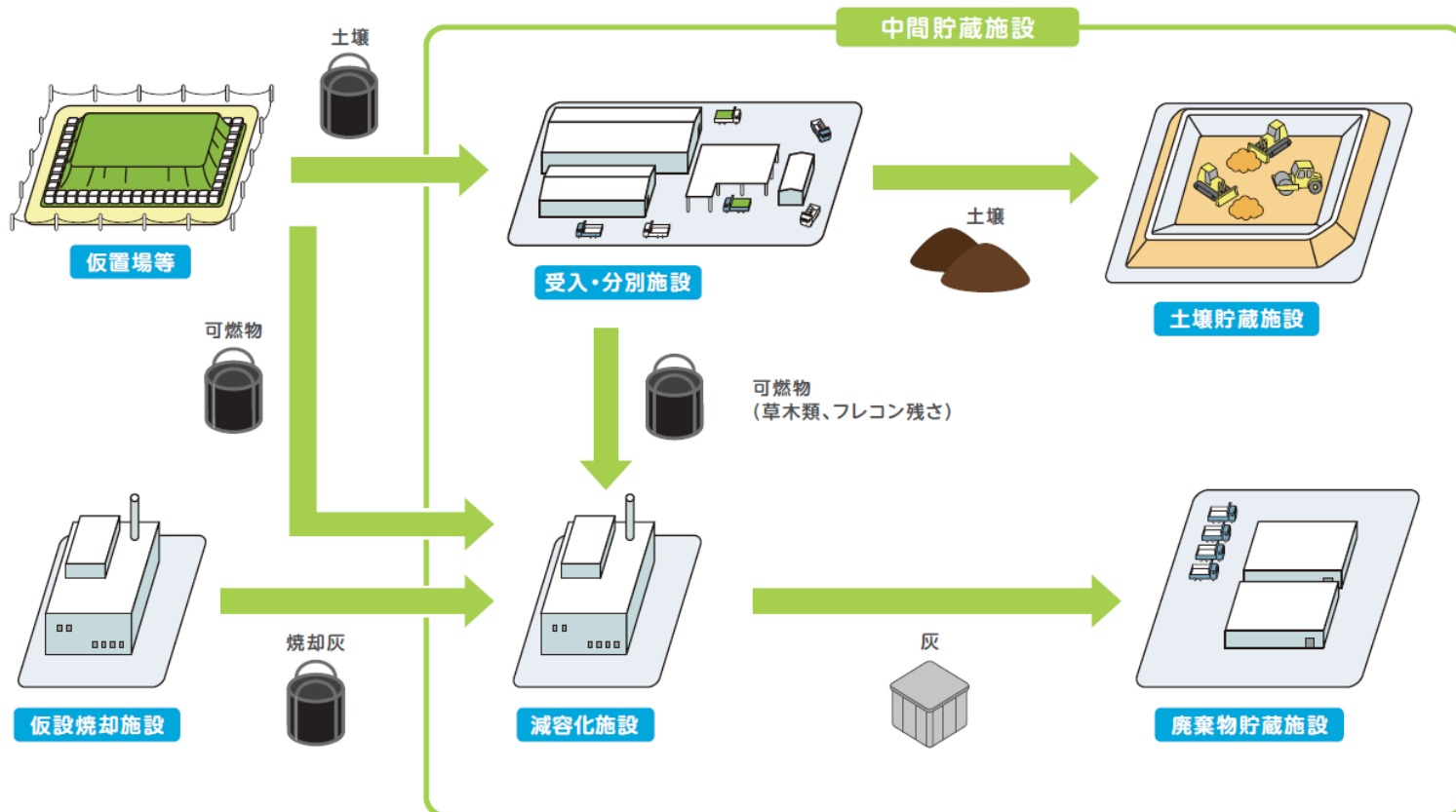
- 中間貯蔵施設とは、福島県内の除染により発生した除去土壌や廃棄物、10万Bq/kgを超える焼却灰等について、中間貯蔵開始後30年以内の県外最終処分までの間、安全かつ集中的に管理・保管するための施設。
- 大変重いご決断で大熊町・双葉町に受け入れを容認いただいた。引き続き、安全第一を旨として、中間貯蔵施設事業に取り組む。



# 中間貯蔵施設事業の流れ

- 仮置場から輸送した除去土壌等や仮設焼却施設から輸送した焼却灰は、中間貯蔵施設で処理し、貯蔵する。
- 2020年3月に、中間貯蔵施設における、除去土壌と廃棄物との処理から貯蔵までの全工程で、運転を開始した。

## 中間貯蔵施設事業の流れ



# 平成26年JESCO法改正の概要



※平成26年11月19日国会成立 11月27日公布

- 福島を除染や復興に不可欠な施設である中間貯蔵施設の整備・運営管理等は、**国が責任をもって行う。**
- **国が強い指揮監督権限を有する特殊会社（国100%出資）**であり、かつ、**ノウハウの蓄積された専門組織**である日本環境安全事業株式会社を活用できるよう、必要な規定の整備を行う。

## 会社の名称、法律の題名

法律の題名、会社の名称を「中間貯蔵・環境安全事業株式会社法」、「中間貯蔵・環境安全事業株式会社」に変更。

## 国の責務

1. 国は、中間貯蔵施設を整備し、その安全を確保する。
2. 国は、中間貯蔵施設の周辺の地域の住民その他の関係者の理解と協力を得るために必要な措置を講ずる。
3. 国は、中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる。 等

## 事業の範囲

会社は、国等の委託を受けて中間貯蔵に係る事業（福島県内除染土壌等の収集・運搬・中間貯蔵、中間貯蔵事業に関する情報・技術的知識の提供及び調査研究・技術開発等）等を行う。

## 株式の政府保有、政府出資、課税の特例

1. 会社の発行済株式の総数保有と規定（現行法上は、過半数保有と規定。現時点では総数保有。）
2. 政府の追加出資
3. 追加出資に伴う資本金の増加の登記に係る登録免許税の非課税措置

※ その他、区分經理の導入等所要の規定の整備を行う。

※ この法律は、公布の日から起算して2月以内の政令で定める日（2014年12月24日）から施行（一部を除く。）。

## ① 中間貯蔵施設の用地取得の状況

・中間貯蔵施設区域は約1600ha。地権者連絡先把握済みの約2,100人のうち、1,852人が契約済みであり、民有地では約1,186ha（93.4%）、公有地では約94ha（28.6%）の計約1,280ha（80.0%）の用地取得。（2022年12月末時点）

全体面積 約1,600ha	項目	全体面積に対する 面積と割合	全体登記記録人数 (2,360人※1)に対する 人数と割合
	地権者連絡先把握済み	約1,590ha※1 99.4%	約2,100人※1 89.0%
民有地 約1,270ha (約79%)	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; text-align: center;"> <b>契約済</b>  <b>民有地</b>                      約1,186ha(+2.1ha)                      93.4%※3                 </div>	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; text-align: center;"> <b>計</b>                      約1,280ha                      (+2.1ha)                      80.0%                 </div>	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; text-align: center;"> <b>契約済</b>                      1,852人                      (+5人)                      78.5%※2                 </div>
公有地 約330ha (約21%)	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; text-align: center;"> <b>公有地</b>                      約94ha(±0.0ha)                      28.6%※4                 </div>		
	その他の公有地	約236ha 14.7%	
	<参考> 約1,516ha (94.7%)		[ 連絡先把握済みの2,100人に対する割合は、88.2% ]

次を含む。

①道路・水路等のように今後も元々の機能を維持する町有地、県有地、国有地等

②事業の進展を踏まえつつ、必要に応じて、中間貯蔵施設用地としての提供・契約を調整する町有地、県有地、国有地等

※1 国、地方公共団体を含む。

※2 民有地1,850人、公有地2人。

※3 民有地(約1,270ha)に対する割合。

※4 公有地(約330ha)に対する割合。

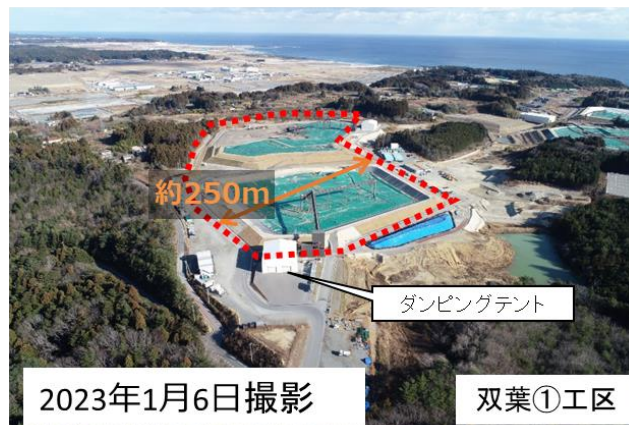
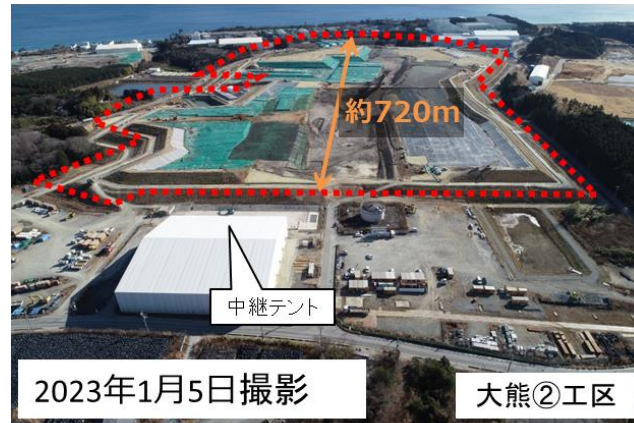
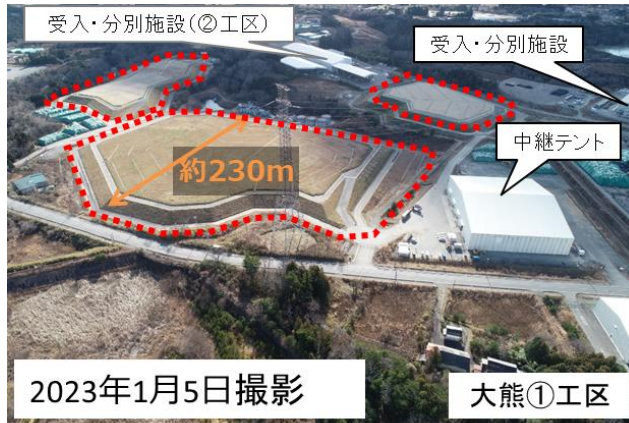
(注) 端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。また、契約済におけるカッコ内の数字は、前月末からの増加分を表す。



# 中間貯蔵施設事業の取組状況（施設の整備等①）

## ① 中間貯蔵施設の整備状況

- 地質や土地の性状、各施設の機能、搬入土壌及び廃棄物の基本的な流れ、地震動・津波・自然災害に対する考え方等を考慮し、安全性に最大限配慮して整備。
  - － 受入・分別施設：平成28年より整備に着手。令和元年には全9施設で運転を開始。  
（一部の受入・分別施設については、解体完了）
  - － 土壌貯蔵施設：平成28年より整備に着手。令和2年には全8工区で貯蔵を開始。  
（一部の土壌貯蔵施設については、貯蔵を完了し、維持管理を実施）



凡例  
 : 当該工区土壌貯蔵施設

## (参考1) 土壌貯蔵施設等工事の概要 (2022年12月末)

工区	大熊①工区	大熊②工区	大熊③工区	大熊④工区	大熊⑤工区	双葉①工区	双葉②工区	双葉③工区
受入・分別施設数※ <sup>1</sup>	1	2	1	1	1	2	1	-
貯蔵容量※ <sup>2</sup>	約100万m <sup>3</sup>	約330万m <sup>3</sup>	約210万m <sup>3</sup>	約160万m <sup>3</sup>	約200万m <sup>3</sup>	約140万m <sup>3</sup>	約90万m <sup>3</sup>	約80万m <sup>3</sup>
貯蔵量※ <sup>2</sup>	106.7万m <sup>3</sup>	292.1万m <sup>3</sup>	143.8万m <sup>3</sup>	151.2万m <sup>3</sup>	196.2万m <sup>3</sup>	85.8万m <sup>3</sup>	92.5万m <sup>3</sup>	62.2万m <sup>3</sup>
着工	2017年9月着工	2016年11月着工	2017年11月着工	2018年10月着工	2018年10月着工	2016年11月着工	2018年1月着工	2018年9月着工
受入・分別施設スケジュール	2018年7月 運転開始 2022年8月 解体開始	2017年8月 2018年7月 運転開始 2022年6月 解体開始※ <sup>3</sup>	2018年7月 運転開始	2019年8月 運転開始	2019年8月 運転開始	2017年6月 2018年9月 運転開始 2022年5月 解体開始※ <sup>3</sup>	2019年2月 運転開始 2022年5月 解体開始	(なし)
土壌貯蔵施設スケジュール	2018年7月 運転開始 2022年8月 貯蔵完了	2017年10月 運転開始	2018年10月 運転開始	2020年3月 運転開始	2019年4月 運転開始	2017年12月 運転開始	2019年5月 運転開始 2022年4月 貯蔵完了	2019年12月 運転開始
受注者	鹿島JV	清水JV	大林JV	清水JV	大林JV	前田JV	大成JV	安藤・間JV

- ※1 発注時の1施設当たりの処理能力は140t/時。双葉③工区は、受入・分別施設を整備していません。
- ※2 貯蔵容量及び貯蔵量は、仮置場等からの輸送量ベース（1袋=1m<sup>3</sup>で換算）。貯蔵容量は、用地確保状況等により変更となる可能性があります。
- ※3 2施設のうち1施設について解体完了。



## (参考2) 廃棄物貯蔵施設の状況 (2022年12月末)

工区	大熊1工区	双葉1工区	双葉2工区
主な建築構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 (2棟)	鉄骨鉄筋コンクリート造 (1棟)	鉄骨鉄筋コンクリート造 (1棟)
貯蔵容量※	29,280個	14,678個	30,028個
貯蔵量※	6,494個	9,732個	-
敷地面積	約2.4ha	約2.2ha	約3.7ha
着工	2018年7月 造成開始 2018年12月 建築開始	2018年6月 造成開始 2018年11月 建築開始	2019年12月 造成開始 2019年12月 建築開始
貯蔵スケジュール	2020年4月貯蔵開始	2020年3月貯蔵開始	双葉1工区貯蔵完了後予定
施設整備受注者	鹿島建設	大林組	鹿島建設
定置・維持管理受注者	鹿島建設		
外観			

※ 貯蔵容量及び貯蔵量は、鋼製角形容器 (内寸 約1.3m(幅)×約1.3m(奥行)×約1.1m(高さ)) の個数。

## ② 中間貯蔵施設の運営管理

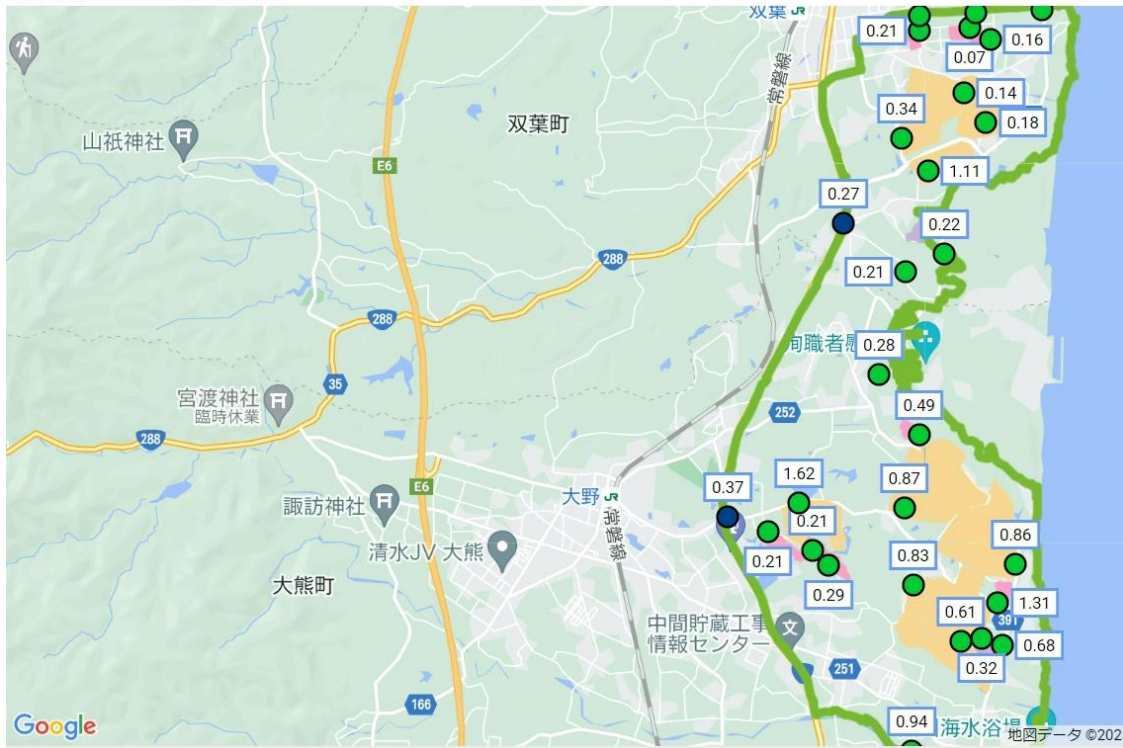
- ・中間貯蔵施設敷地境界、中間貯蔵施設敷地の各工区内等におけるモニタリングの実施。
- ・電離則等に基づく作業員の安全対策の実施。
- ・作業員への安全教育、安全パトロールの実施等による施設内の事故防止の取組。

<参考 1 : 区域内施設等に係る空間線量率のモニタリング結果の公開>

<参考 2 : 安全パトロールの様子>



現在、通信障害により測定結果が逐次更新されてい  
復旧ま



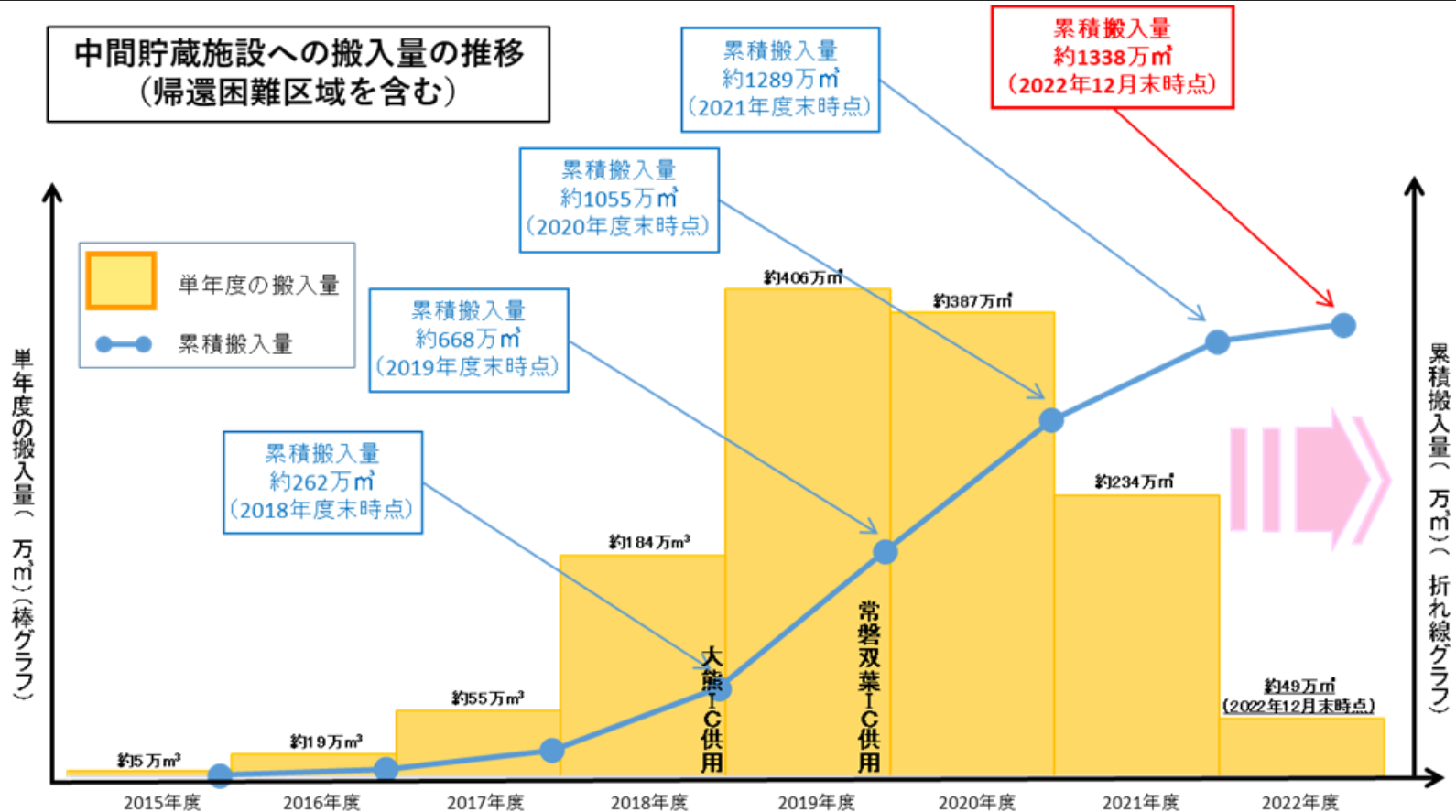
(出典) JESCOのウェブサイトより抜粋 (2023/01/17 10:40時点)  
<https://www.jesconet.co.jp/interim/operation/rt-monitoring.html>

# 中間貯蔵施設事業の取組状況（輸送①）

## ① 中間貯蔵施設への輸送の状況

- ・平成27年3月よりパイロット輸送を実施。その後、輸送量を段階的に拡大。
- ・令和3年度末までに、県内の除去土壌等（帰還困難区域を除く）の中間貯蔵施設への搬入を概ね完了するという目標を達成。

（平成30年10月時点における輸送対象物量約1,400万m<sup>3</sup>に対する進捗は、令和4年3月時点で約1,341万m<sup>3</sup>。）



（注）四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。

中間貯蔵施設への搬入量の推移

※区域別の累積搬入量(2022年11月末時点)  
 全体: 約1336万m<sup>3</sup>  
 うち特定復興再生拠点区域由来の搬入量: 約116万m<sup>3</sup>

## ②安全な輸送のための取組

- ・運転者等への教育・研修、輸送ルートや危険箇所の事前周知等の安全対策を実施。
- ・輸送車両からの除去土壌等の飛散流出や放射線影響等を防止する対策も実施。
- ・関係機関と連携しつつ、輸送時の事故を想定した連絡・通報体制を整備。

<参考1：現場における交通安全対策の例>



輸送ルート・危険箇所事前周知

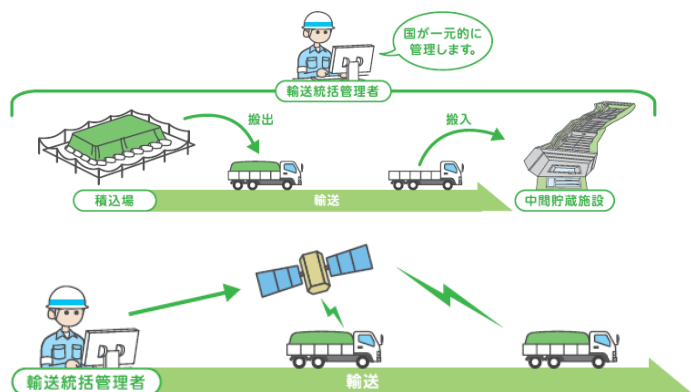


走行状況確認(国道114号)



優良ドライバー認定証の交付

<参考2：総合管理システムを活用した輸送対象物の全数管理と輸送車両の運行管理>



総合管理システムによる輸送の監視の状況

## ③円滑な輸送のための取組

- ・総合管理システムを活用した輸送統括管理や輸送路の通行状況の評価による輸送車両の平準化等の取組を実施。
- ・道路管理者や警察等と連携し、中間貯蔵施設周辺の道路等の改良や新設（工事用道路の整備等）等の道路交通対策を実施。

## ④国民及び関係機関の理解

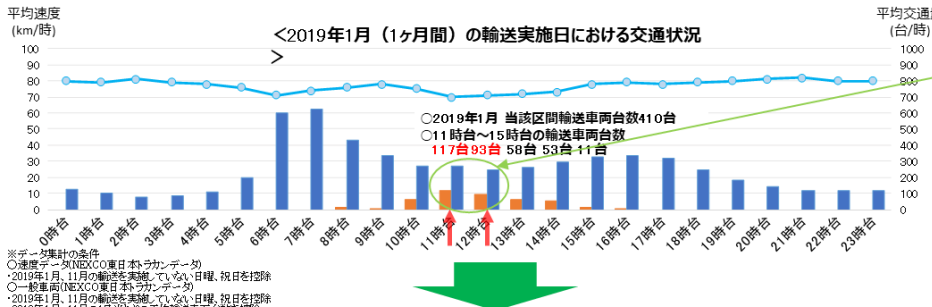
- ・輸送路のモニタリング等により、輸送による周辺への放射線影響・生活環境の影響を確認。

<参考1：輸送路における混雑対策（輸送車両の分散）>

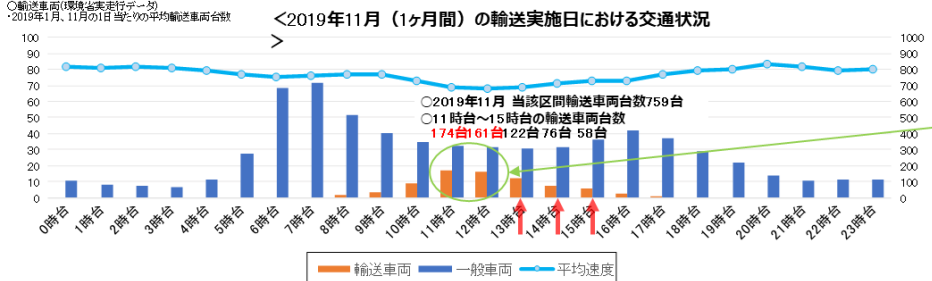
<参考2：工事用道路の整備>

※双葉町の例

常磐自動車道 広野IC～常磐富岡IC間(下り)



常磐自動車道は11時台、12時台に輸送車両が集中  
輸送車両の積込場の出発時間を調整し、11時～15時台に分散

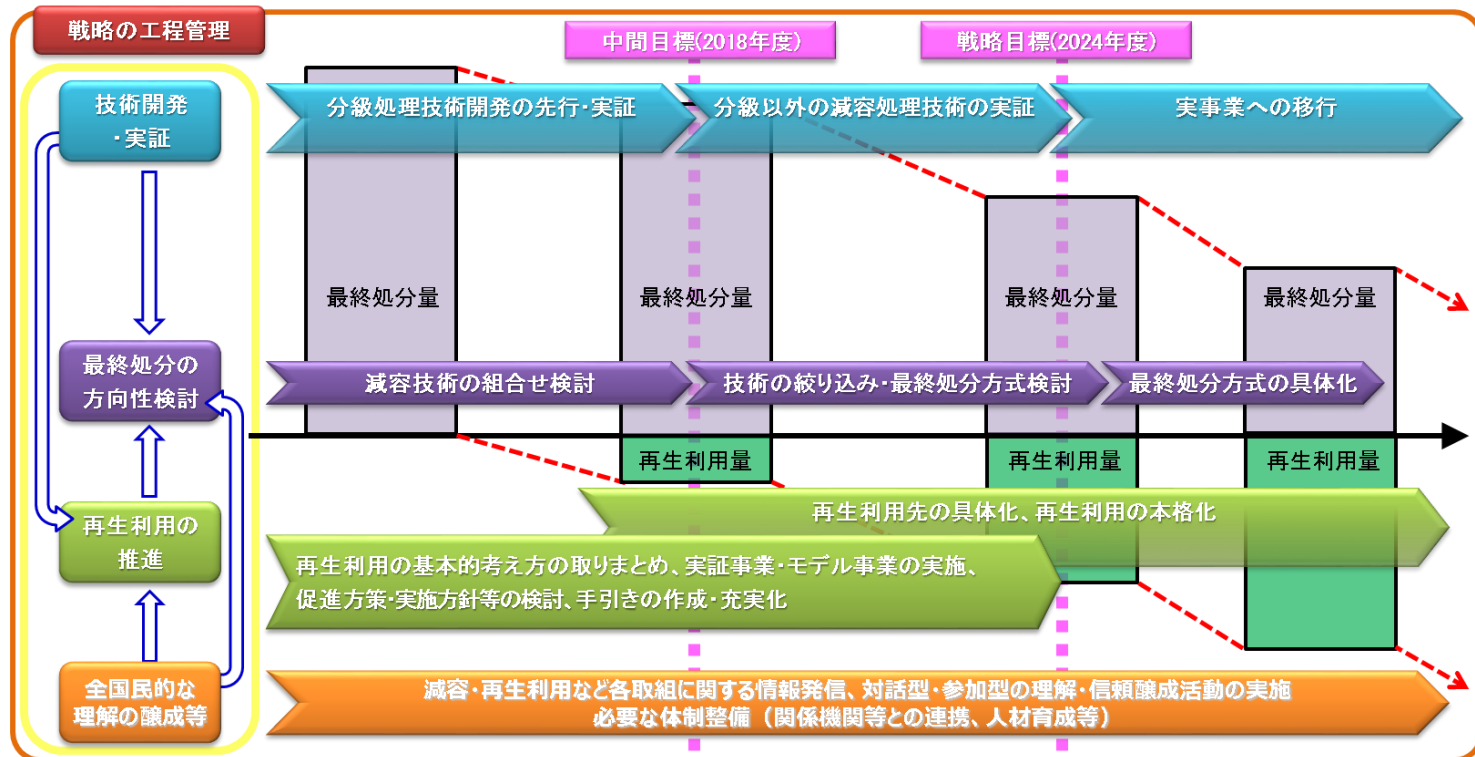


結果、車両が集中する11時台+12時台の輸送車両割合が  
1月：約52% (117台+93台)/410台  
↓  
11月：約44% (174台+61台)/759台  
に分散



# 県外最終処分に向けた取組（減容・再生利用技術開発戦略）

- 福島県内で発生した除去土壌等については、**中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる**こととしている。県外最終処分量を低減するため、政府一体となって、除去土壌等の減容・再生利用等に取り組んでいる。
- 減容・再生利用の推進に当たっては、2016年に策定し、2019年に見直しを行った「**中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略**」及び「**工程表**」に沿って、具体的な取組を進めている。
- **2024年度を戦略目標として、基盤技術の開発を進めるとともに、最終処分場の必要面積や構造について実現可能ないくつかの選択肢を提示**することとしている。その上で、**2025年度以降に最終処分場に係る調査検討・調整などを進めていく**。



（参考）「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」の概要

# 最終処分・再生利用に係る理解醸成

- 県外最終処分の方針についての認知度は、**福島県内で約5割、福島県外では約2割**。
- 除去土壌の再生利用や最終処分に関する全国的な**理解醸成が必要不可欠であり、環境大臣が出席する対話フォーラムや除去土壌を用いた鉢植え等の設置等の取組を全国で展開中**。

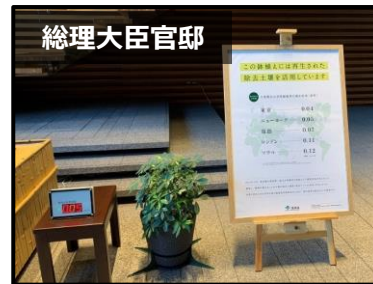
## 全国での対話フォーラムの実施



2022年10月29日  
対話フォーラム (@高松) の様子

- R4年度は2回開催（合計6回）。対話の様子はオンラインで公開中。
- 1/21に新潟で開催予定。

## 除去土壌を用いた鉢植え等の設置



総理大臣官邸



環境大臣室



新宿御苑



関東地方環境事務所



プランター  
(環境省本省)

- R4年度は除去土壌を用いた鉢植えを、経済産業省、国土交通省など関係省庁に設置。2022年12月末時点で福島県外16施設に設置済み。

## 現場見学



中間貯蔵施設 現地視察

福島県外の大学生



再生利用実証事業 現地視察

ダボス会議参加メンバー

- 中間貯蔵施設の土壌貯蔵エリアや飯舘村長泥地区の実証事業エリアを対象とした現地見学会を開催。

- 中間貯蔵施設事業に関する改正を行った平成26年JESCO法改正について、当該改正法に定める施行状況の検討開始期限が到来したことから、同法に定めるJESCOの中間貯蔵業務や国の中間貯蔵施設事業の進捗状況等について点検作業を実施し、報告書を取りまとめた（2022年8月 環境省環境再生・資源循環局）。

中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の施行状況に関する取りまとめ

2022年8月

環境省 環境再生・資源循環局

**（参照条文）**

◎ **日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第120号）（抄）**

附 則  
（検討）

第9条 政府は、この法律の施行後七年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 （略）

※平成26年改正法の施行日は、2014年12月24日

※報告書は、環境省の中間貯蔵施設HPに掲載。

[http://josen.env.go.jp/chukanchozou/action/pdf/action\\_info\\_2208a.pdf](http://josen.env.go.jp/chukanchozou/action/pdf/action_info_2208a.pdf)